

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中450日を第1審判決の懲
役刑に算入する。

理 由

1 弁護人大内義三の上告趣意のうち、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
(以下「裁判員法」という。)の憲法違反をいう点について

所論は、裁判員法による裁判員制度には、被告人の権利が十分保障されないなど
多くの問題点があり、裁判員制度は、同制度による審理裁判を受けるか否かについ
て被告人に選択権を認めていない点において、憲法32条、37条に違反する旨主
張する。

しかし、憲法は、刑事裁判における国民の司法参加を許容しており、憲法の定め
る適正な刑事裁判を実現するための諸原則が確保されている限り、その内容を立法
政策に委ねていると解されるところ、裁判員制度においては、公平な裁判所におけ
る法と証拠に基づく適正な裁判が制度的に保障されているなど、上記の諸原則が確
保されている。したがって、裁判員制度による審理裁判を受けるか否かについて被
告人に選択権が認められていないからといって、同制度が憲法32条、37条に違
反するものではない。このように解すべきことは、当裁判所の判例（最高裁平成2
2年（あ）第1196号同23年11月16日大法廷判決・裁判所時報1544号
1頁）の趣旨に徴して明らかである。所論は理由がない。

2 弁護人のその余の上告趣意及び被告人本人の上告趣意は、いずれも事実誤認
の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

3 よって、刑訴法408条、181条1項ただし書、刑法21条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 須藤正彦 裁判官 古田佑紀 裁判官 竹内行夫 裁判官 千葉勝美)